

令和 2 年改正個人情報保護法について

～外国にある第三者への提供制限等～



令和 4 年 1 月 2 0 日

- 本資料は、令和 2 年改正個人情報保護法に関する法律・政令・規則・ガイドライン・Q & A等の一部について、その概要等をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定等の全てを記載したものではありません。
- 令和 2 年・3 年改正個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会の H P 等をご参照下さい。
👉 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>
- 令和 4 年 4 月 1 日以降は、令和 3 年改正法による各規定が適用されます。なお、本資料中の条文番号は、便宜上、令和 2 年改正法によるものと、令和 3 年改正法（のうち令和 4 年 4 月 1 日施行関係※）によるものについて、例えば、前者を§28、後者を〔§33〕として記載しています。

※デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係
（同第51条による地方公共団体等関係は令和 5 年春頃施行予定）

I . はじめに

※総論のおさらい

3年ごとに見直しに当たっての「5つの視点」

個人の権利利益の保護

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

技術革新の成果による保護と活用の強化

- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

国際的な制度調和・連携

- 国際的な制度調和や連携に配慮すること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

AI・ビッグデータ時代への対応

- AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

Ⅱ. 令和 2 年改正法（各論）について

～外国にある第三者への提供制限等～

越境移転に係る情報提供の充実

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

現 行	改正後
外国にある第三者に個人データを提供できる要件 本人の同意 基準に適合する体制を整備した事業者 我が国と同等の水準国 (EU、英国)	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け 本人からの<u>同意取得時</u>に、以下の情報を提供 (§28②) ・ 移転先の<u>所在国の名称</u> ・ 当該<u>外国における個人情報の保護に関する制度</u> ・ 移転先が講ずる<u>個人情報の保護のための措置</u> ① 移転元に対し以下の「必要な措置」を求める ・ 移転先における<u>適正取扱いの実施状況等の定期的な確認</u> ・ 移転先における適正取扱いに<u>問題が生じた場合の対応</u> + ② <u>本人の求めに応じて</u>「必要な措置」に関する情報を提供 (§28③)

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

越境移転に係る情報提供の充実

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
②越境移転 §24 [§28]	<u>本人同意に基づく越境移転</u>： 同意の取得時に、本人への情報提供を求める <u>同意取得時に本人に提供すべき情報</u>： ① 移転先の所在国名、② 適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③ 移転先が講ずる措置について情報提供を求める <u>体制整備要件に基づく越境移転</u>： 移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める <u>移転元が講ずべき「必要な措置」</u>： ① 移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、② 適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める	・ <u>同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」</u>について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、 ✓ 移転先（事業者）が所在する外国の名称 ✓ 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異 についての情報提供を求める※ （※）移転先が個人データを取扱うサーバの所在国も情報提供することは望ましい ➤ 体制整備要件に係る「必要な措置」… ✓ 年一回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、 ✓ 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める ➤ 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止 など

越境移転に係る情報提供の充実



日本法人の外国支店と取引があり、当該外国支店に対して個人データの提供を行う予定ですが、当該外国支店に対する個人データの提供は、「外国にある第三者」への提供に該当しますか？

個別の事案ごとに判断する必要がありますが、国内にある個人情報取扱事業者が、**他の日本法人の外国支店に直接個人データを提供する場合**には、当該外国支店への個人データの提供は、「外国にある第三者への提供」に該当し得ると考えられます。



A国に所在し、B国にサーバを設置している外国事業者に個人データを提供します。この場合、「移転先の所在国の名称」として本人に情報提供すべき名称は、どちらになりますか。

「移転先の所在国の名称」における所在国とは、**移転先が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、当該移転先が所在する外国**をいうため、A国の名称を情報提供する必要があります。

なお、移転先が所在する外国の名称に加え、**当該移転先が個人データを取り扱うサーバの所在国について**も情報提供することは、**望ましい取組**であると考えられます。

②越境移転に係る情報提供の充実

？ 「外国における個人情報の保護に関する制度」について、どの程度詳細な情報の提供が求められますか？

「外国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではありません。もっとも、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報を提供しなければならず、具体的には、以下の①～④の観点を踏まえる必要があります。

① 移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無

② 移転先国の個人情報の保護に関する制度について一定の指標となり得る情報の有無

（APEC越境移転プライバシールール（CBPR）の加盟国である旨、GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国である旨を想定）

③ OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在

（例：原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在、事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在 等）

④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

（例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 等）

越境移転に係る情報提供の充実



「外国の個人情報の保護に関する制度」について、一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になりますか？

本人に提供する情報については、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものであれば足りると考えられます。

「適切かつ合理的な方法」の例：

- ・ 移転先の第三者に照会すること
- ・ 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を参照すること 等



個人情報保護委員会が「外国の個人情報の保護に関する制度」について情報を公表すべきでないですか？

個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような一定の情報をとりまとめ、公表する予定です。

【参考】越境移転に係る情報提供の充実

- 調査対象とする国又は地域の個人情報の保護に関する制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する一定の情報を公表予定。

(1) 調査対象とする予定の国又は地域（五十音順）

1	アラブ首長国連邦 (連邦)	2	アラブ首長国連邦 (ADGM) (※1)	3	アラブ首長国連邦 (DHC) (※2)	19	フィリピン	20	ブラジル	21	米国 (連邦)
4	アラブ首長国連邦 (DIFC) (※3)	5	インド	6	インドネシア	22	米国 (イリノイ州)	23	米国 (カリフォルニア州)	24	米国 (ニューヨーク州)
7	ウクライナ	8	オーストラリア	9	カナダ	25	ベトナム	26	香港	27	マレーシア
10	韓国	11	カンボジア	12	シンガポール	28	ミャンマー	29	メキシコ	30	ラオス
13	スイス	14	タイ	15	台湾	31	ロシア				
16	中国	17	トルコ	18	ニュージーランド						

(※1) 「ADGM」は、Abu Dhabi Global Market を指す。

(※2) 「DHC」は、Dubai Healthcare City を指す。

(※3) 「DIFC」は、Dubai International Financial Centre を指す。

(2) 調査予定項目

- ① 個人情報の保護に関する法制度の有無
- ② 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の有無
- ③ OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報の取扱いに係る義務又は本人の権利に関する規定の有無
- ④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその概要
- ⑤ データ保護機関の有無及び連絡先

越境移転に係る情報提供の充実

？ 「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」について、どの程度の情報提供が求められますか？

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についても、本人の予見可能性を高めるという制度趣旨を踏まえ、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報を提供する必要があります。

具体的には、移転先において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について情報提供する必要があります。

「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」についての情報提供の例：

- ・ 移転先において、個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置の一部（例：利用目的の通知・公表）を講じていない場合

「移転先は、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じていますが、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていません。」

？ 「移転先が講ずる個人情報の保護のための措置」を確認する方法として、どのような方法が考えられますか？

例えば、移転先の第三者に確認する方法や、移転先の第三者との間で締結している契約において、当該移転先による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。

越境移転に係る情報提供の充実

？ 移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合はどうすれば良いですか？

本人の同意を得ようとする時点で、移転先の国が特定できる場合には、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。

一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則としてその旨及びその理由（移転先の外国が特定できる前に本人同意を得る必要性を含む。）を本人に情報提供すれば足りります。ただし、移転先の外国が特定できないとしても、移転先の外国の範囲など、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても、本人に提供する必要があります。

？ 本人への情報提供について、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトに情報を掲載することは認められますか？

例えば、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトにおいて、第24条〔28条〕第1項に規定する外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする際に、本人に提供すべき情報を画面上に表示することは、本人への情報提供の手段として許容されるものと考えられます。

越境移転に係る情報提供の充実

？ 基準に適合する体制を整備した事業者に対する個人データの越境移転の場合に、移転元の個人情報取扱事業者に求められる「移転先における適正取扱いの実施状況等の定期的な確認」とは、どのようなものですか？

移転先が基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データの越境移転を行った場合、移転元は、適切かつ合理的な方法により、

- 移転先による当該個人データの適正取扱いの実施状況

（例：移転元と移転先との間の委託契約により移転先の体制を整備している場合：当該委託契約の遵守状況）

- 移転先の所在国における適正取扱いの実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及び内容

（例：事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 等）

を、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認する必要があります。

「適切かつ合理的な方法」による確認の例：

- ・ 移転先の第三者から書面による報告を受けること 等

なお、移転元は、移転先において当該個人データの取扱いが継続する限り、第24条〔28条〕第3項に基づく措置等を講ずる必要があり、かかる義務は、移転元と移転先との間の契約等が解除された場合でも、免除されるものではありません。

越境移転に係る情報提供の充実



基準に適合する体制を整備した事業者に対する個人データの越境移転の場合に、移転元の個人情報取扱事業者に求められる「移転先における適正取扱いに問題が生じた場合の対応」とは、どのようなものですか？

移転先による個人データの適正取扱いに問題が生じた場合には、これを解消するために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。

必要かつ適切な措置の例：

- ・ 移転先との間で委託契約を締結している場合で、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること 等

また、移転先による適正取扱いの継続的な実施の確保が困難となった場合、それ以降、当該移転先に対する個人データの提供を停止する必要があります。この場合、既に提供済みの個人データについても、返還又は削除を求める必要があります。

移転先による適正取扱いの継続的な実施の確保が困難となった場合の例：

- ・ 移転先の第三者との間で委託契約を締結している場合で、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、合理的な期間内にこれを是正しない場合
- ・ 外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合 等

越境移転に係る情報提供の充実

？ 本人の求めに応じて提供する必要がある「必要な措置」に関する情報とは、どのようなものですか？

本人の求めがあった場合、移転元は、**移転先の第三者による適正取扱いの継続的な実施の確保のために講じた「必要な措置」**について、例えば、以下のような情報を提供する必要があります。

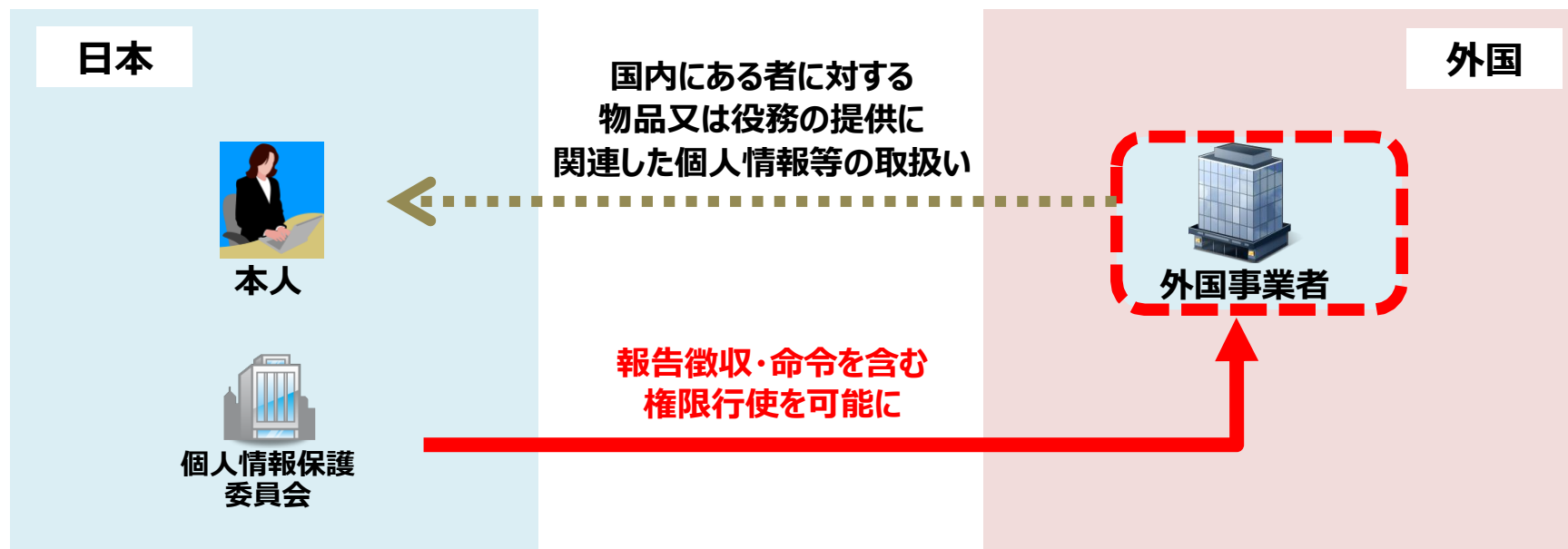
「必要な措置」に関する情報提供の例（A国に所在する第三者に対し委託に伴う個人データの提供の場合）：

- ・ **基準適合体制の整備の方法：**
移転先との間の契約
- ・ **移転先が講ずる相当措置の概要：**
移転先との契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には移転元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めている
- ・ **移転先の第三者が所在する外国の名称：**
A国
- ・ **移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度：**
事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する
- ・ **確認の頻度及び方法：**
毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している
- ・ **移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等：**
移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている。

域外適用の強化

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

現 行	改正後
現行の権限は、指導・勧告といった強制力のない権限に限定（§75）	現行の権限に加えて <u>罰則に担保された報告徴収・命令</u> <u>命令に従わない場合の公表</u>（※）（§166） （※）国内の事業者も公表対象



域外適用の強化

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
①域外適用 §75 [§166]	<u>日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者</u>を、指導・勧告といった強制力のない権限に加え、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする	• <u>域外適用の対象となる場合</u>について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 該当する事例…外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う場合 など

域外適用の強化



どのような外国事業者が域外適用の対象になりますか？

外国にある事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合には、域外適用の対象となります。

なお、域外適用の対象となる場合は、外国にある事業者が個人情報等を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれます。

域外適用の対象となる事例：

- 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売・配送に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 外国のメールサービス提供事業者が、日本の消費者に対するメールサービスの提供に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う場合

域外適用の対象とならない事例：

- 外国にある親会社が、グループ会社の従業員情報の管理のため、日本にある子会社の従業員の個人情報を取り扱う場合

公表等事項

- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、保有個人データに関する**法定公表事項として、安全管理のために講じた措置を追加**する。

現 行	改正後
事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定（§27①、令§8）	<u>安全管理のために講じた措置</u>（公表等※により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を公表事項として追加（§27 [§33] ①、令§8） ※本人の知り得る状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことをいう。

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン・Q&Aの概要
③公表等※事項 （※）本人の知りえる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む） §27 [§32]	<u>安全管理のために講じた措置を追加</u> （ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）	<u>安全管理の観点から公表すべき事項</u>として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載 ➤ <u>外国において個人データを取り扱う場合</u>（外国に居住してテレワークする従業員が個人データを取り扱う場合や、クラウドサービスの利用等により外国に所在するサーバで個人データを取り扱う場合等）、<u>外的環境の把握に係る公表事項</u>として、<u>当該外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講じている旨や当該措置の内容等を明確化</u>



どのようなものが、公表等により支障を及ぼすおそれがあるものに該当しますか？

例えば、下記のようなものが考えられます。

- 個人データが記録された機器等の廃棄方法
- 個人データ管理区域の入退室管理方法
- アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法
- 不正アクセス防止措置の内容

等



？ 「外的環境の把握」については、どのような内容の公表が求められますか？

外国における個人データの取扱いに関わる外的環境のリスクとしての高まりを重視し、事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、**当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき旨**を、ガイドラインで明確化しております。

この「外的環境の把握」に係る公表事項としては、例えば、「**個人データを保管しているA国における個人情報保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施**」といった内容が考えられます。

なお、本人の適切な理解と関与を促す観点から、**当該外国の制度についても公表等を行うといった対応は望ましいもの**と考えられます。

？ 「外的環境の把握」が求められる「外国において個人データを取り扱う場合」とはどのような場合ですか？

例えば、以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当すると考えられます。

- ① 個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合
- ② 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合
- ③ 外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合

公表等事項



テレワークや海外出張など、外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合においても、「外的環境の把握」として、当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずる必要がありますか？また、この場合、どのような事項を公表等する必要がありますか？

外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、その個人データの取扱状況（個人データを取り扱う期間、取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じ、安全管理措置として、従業者が所在する外国の制度等を把握すべき場合もあると考えられます。

例えば、外国に居住してテレワークをしている従業者に個人データを取り扱う業務を担当させる場合には、当該従業者の所在する外国の制度等も把握して安全管理措置を講じる必要があると考えられます。

他方、外国に出張中の従業者に一時的にのみ個人データを取り扱わせる場合には、必ずしも、安全管理措置を講じるにあたって、外国の制度等を把握する必要まではないと考えられます。

この点は、外国にある支店等や従業者が、日本国内に所在するサーバに保存されている個人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。

そして、外国の制度等を把握して安全管理措置を講じる場合には、「外的環境の把握」に係る公表事項として、従業者が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を公表等する必要があります。

公表等事項



「外的環境の把握」について、外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用し、その管理するサーバに個人データを保存する場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。また、この場合、どのような事項を公表等する必要がありますか？

外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合には、個人データの第三者への「提供」には該当しません。

もっとも、この場合、個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱うこととなるため、**当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要**があります。日本国内に所在するサーバに個人データが保存される場合においても同様です。

また、この場合には、**「外的環境の把握」に係る公表事項として、クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称**を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を公表等する必要があります。



外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用するものの、個人データが保存されるサーバが所在する外国を特定できない場合には、国名の公表等はどうすれば良いですか？

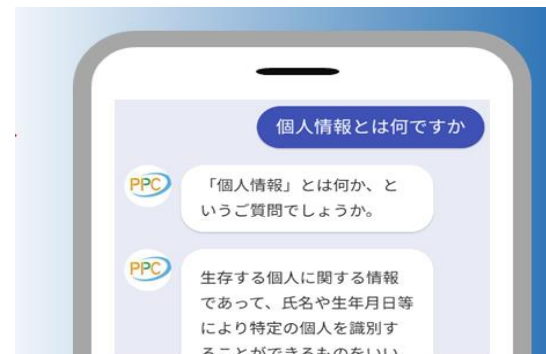
個人データが保存されるサーバが所在する国を特定できない場合には、サーバが所在する外国の名称に代えて、①**サーバが所在する国を特定できない旨及びその理由、並びに、②本人に参考となるべき情報**を公表等する必要があります。②本人に参考となるべき情報としては、例えば、**サーバが所在する外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称等**が考えられます。

個人情報保護委員会へのご相談

●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの 質問に対して 24 時間
回答できるチャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号：**03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

●PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付け

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/

電話番号：**03-6457-9771**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）